

新しいタイプの商標における保護の考察 —音と動きの商標を中心に—

野沢慶^{†1} 小山内瑠璃^{†2} 平塚三好^{†3}

近年、日本特許庁では現在の商標法を改正し、新しいタイプの商標を保護する方向性となっている。本研究では、新しいタイプの商標の中でも、TV コマーシャルや動画で扱われる動きや音の商標を取扱い、どのようにこうした商標を日本で出願していくのか、欧米の出願状況等を比較検討し、明らかにすることを目的としている。

Protection of Non-Convention Trademarks —Focus on the sound mark and motion mark—

NOZAWA KEI^{†1} RURI OSANAI^{†2}
MITSUYOSHI HIRATSUKA^{†3}

Recently, Japan Patent Office has decided to adopt new registration system by amending the Trademark Law to enable Non-Conventional trademarks to be protected. Focusing on the sound marks and motion marks which are often used in TV commercials and videos, This study intend to clarify how to apply the sound marks and motion marks in Japan by providing the comparative study on trademark law systems among the U.S, the European Union and Japan.

1. はじめに —新しいタイプの商標、導入の背景と本研究の目的—

新しいタイプの商標とは、日本の商標法2条1項1号「この法律で「商標」とは、文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合（以下「標章」という。）であつて、次に掲げるものをいう。」にはない、輪郭のない色彩、音、ホログラム、動き、位置などを用いた商標である。こうした新しいタイプの商標の導入は日本では産業構造審議会において、平成19年度から導入の検討がなされている(a)。

表1 新しいタイプの商標、諸外国の保護状況

種類/国	米国	欧州	豪州	韓国	日本
色彩	○	○	○	○	×
ホログラム	○	○	○	○	×
動き	○	○	○	○	×
位置	○	○	○	○	×
音	○	○	○	○	×

†1 東京理科大学
Tokyo University of Science

†2 東京理科大学
Tokyo University of Science

†3 東京理科大学
Tokyo University of Science

(a) 産業構造審議会 知的財産政策部会第18回商標制度小委員会 議事録参照

こうした商標の導入が検討されている理由は主に3点あると考えられる。

1 点目に諸外国との制度協調の為である。表1にあるように、米国、欧州、豪州、韓国の諸外国では商標法の保護対象として新しいタイプの商標が保護されている。日本もこうした国との足並みをそろえる必要がある。

2 点目に商業活動のグローバル化と新しいメディアの発展である。新しいタイプの商標は、諸外国で商業活動を行なっている企業において、言語を超えたブランドメッセージの発信手段（電気自動車の起動画面や起動音の差別化対策など(b))や模倣品の対策などに活用期待されている(c)。

3 点目に不正競争防止法での保護の困難性があげられる。日本では、不正競争防止法2条1項1号「他人の商品等表示（人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器若しくは包装その他の商品又は営業を表示するものをいう。以下同じ。）として需要者の間に広く認識されているものと同一若しくは類似の商品等表示を使用し、又はそ

(b) 産業構造審議会知的財産政策部会 商標制度小委員会 報告書「新しいタイプの商標の保護の在り方に関するこれまでの議論と今後の方向性について(案)」参照

(c) 産業構造審議会知的財産政策部会 商標制度小委員会 報告書「新しいタイプの商標の保護の在り方に関するこれまでの議論と今後の方向性について(案)」参照

の商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供して、他人の商品又は営業と混同を生じさせる行為」によって新しいタイプの商標が保護される可能性があり、例えば、三色ラインウェットスーツ事件（大阪 昭和 58 年 12 月 23 日決）(d) オレンジ戸車事件（大阪地裁 昭和 41 年 6 月 29 日判決）(e) によって商品における色彩の保護が争われたケースがある。

しかし、不正競争防止法での保護の場合、周知性や使用の事実等が必要であり、商標法による保護と比べると条件が厳しくなってしまうため、商標による保護が必要になってきている。

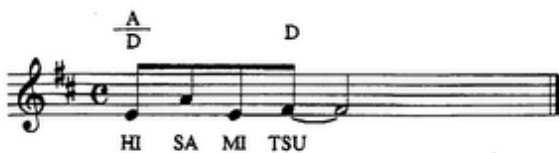
以上 3 点の観点から新しいタイプの商標を日本において導入する方向性となっていると考えられる。

しかしながらこうした新制度が導入された際、どのような権利が登録され、どのような権利が拒絶されるのか、新しく導入される審査基準等では測れない部分もある。そこで本研究では、新しいタイプの商標の中でもテレビやインターネットの動画等に用いられる音と動きの商標を取り上げていき、既に音と動きの商標を認めている欧米の動向を調査した。欧米における登録現状、出願の事例をいくつか挙げ、どのようにこれから日本において音と動きの商標を出願していくか考察する。

2. 音、動きの商標とは

2. 1 音の商標とは

音楽、音声、自然音等からなる商標で、聴覚で認識可能な商標である (f)。近年、テレビコマーシャルやショッピング・インターネット上の広告などが発展してきており、ますます音の商標の必要性が高まっている (g)。代表的な例として医薬品メーカーである久光製薬株式会社の商標（米国登録第 2814082 号）や米国の映画会社のメトロ・ゴールドウィン・メイヤー社の商標（CTM 登録第 5170113 号）などである (h)。



久光製薬株式会社

図 1 （米国登録第 2814082 号）

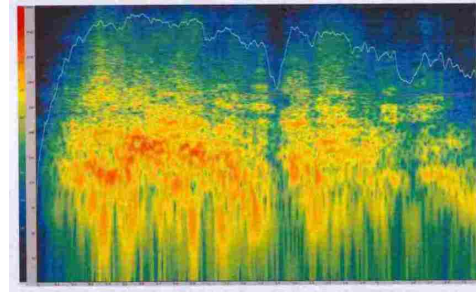
(d) 昭和 56 年 (ワ) 第 7770 号

(e) 昭和 38 年 (ヨ) 第 2384 号

(f) 青木博通「色彩、動き、音等の「新しいタイプの商標」の保護」

(g) 江幡参照

(h) 青木博通「色彩、動き、音等の「新しいタイプの商標」の欧米における保護」参照

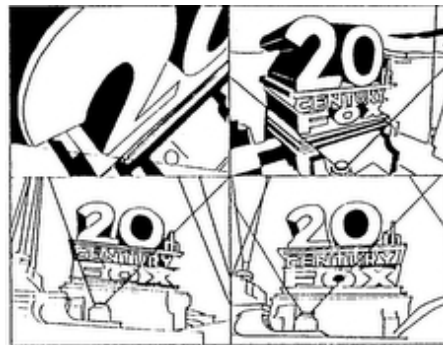


メトロ・ゴールドウィン・メイヤー社

図 2 （CTM 登録第 5170113 号）

2. 2 動きの商標とは

視覚的に認識できる図形が時間によって変化して見える商標である。これらはテレビコマーシャルなどにおいて使用される企業のロゴやコンピュータ画面等に映し出される動きの平面商標や立体商標などに適用されるものが商標として機能するものである (i)。代表例は、米国の映画会社の 20 世紀フォックス社の商標（米国登録第 1928423 号）やフィンランドのノキア社の携帯電話の画像（CTM 登録第 3429909 号）である (j)。



20 世紀フォックス社

図 3 （米国登録第 1928423 号）



ノキア社

図 4 （CTM 登録第 3429909 号）

(i) 青木博通「色彩、動き、音等の「新しいタイプの商標」の保護」

(j) 青木博通「色彩、動き、音等の「新しいタイプの商標」の欧米における保護」参照

3. 音と動きの商標，欧米における制度概要と日本の検討モデル

日米欧における，音，動きに関する商標の制度の概要は表2，3の通りである。

米国では，商標法第45条によって商標は，「語，名称，記号もしくは図形またはその結合」と定義されており，さらにその商標が使用されているか，又は取引において使用する誠実な意図を有し，他人が識別することができまた知られていない場合でも表示することにあるものに限り権利が認められている。商標法の定義においては，音や色彩などの新しい商標は定義に含まれていないが，米国はコモンロー（判例法）に基づいており(k)，その定義によって，識別力を有するものであればあらゆる標章が商標になりえる。審査基準においては，商標審査便覧(TMEP)によって定められており音・色彩・動きなども審査基準としてあげられている。出願書類の書き方は，対象にするものによって変わってくるが，共通することは，第三者による識別力の有無と取引による使用が認められることである。

欧州では，商標は1993年に制定された欧州共同体商標理事会規則により，扱いが定められており，1996年から共同体商標として新しい商標も保護の対象に加えられた(1)。なお，商標の定義は欧州共同体商標理事会規則第4条で商標は，個人名・デザイン・文章・数字・商品またはパッケージの形を写実的あるいは文字で表現することができ，また他の製品サービス特別ができるもの)と定められており(m)，米国との違いは使用が要件とはされていないところである(n)。

日本では，これまでの産業構造審議会知的財産政策部会商標制度小委員会において，新しいタイプの商標のうち，「動き」「ホログラム」「輪郭のない色彩」「位置」「音」を新たに保護対象とする流れとなっている。また，音，動きに関する権利範囲の特定方法等は表2，3に示したように，商標のタイプに応じて，商標の詳細な説明，音源データ等の必要な資料の提出を求める規定を整備する方向である。

また，音の商標においては現行商標法が定義する「使用」に当てはまらない使用行為が含まれる可能性があるため，使用の整備が必要であると検討されている。第30回小委員会で懸念されていた文字商標の音声的使用は文字商標の権利を持つものに認められ，第三者に対しては禁止権を有する措置をとることが適当とされ，音の商標として登録をしていない場合であっても保護する見込みである。特定方法

においてもタイプの記載・詳細な説明・音源データなどのデータ提出を求めることができるような規定の整備が必要であるとされた。

また，新しいタイプの商標においてその性質上，著作権や特許権が影響する。これらに抵触する部分においては，商標法第29条により制限される。登録商標の使用が，出願前に生じた他人の著作隣接権と抵触する場合についても，使用を制限する旨の規定を加えるべきであるとされた。

表2 動きの商標の日米欧の制度概要

地域	審査基準	出願提出物
日本(予定)	第三者による識別力の有無と取引による使用。また，機能性を有しないもの(o)。	商標の説明文・静止画・動画(p)
米国	第三者による識別力の有無と取引による使用。また，機能性を有しないもの(q)。	商標の説明文・動きを一枚で表したものであるいは5枚以内の静止画により動きを表したもののいずれかの見本(動画可)(r)
欧州	写実的あるいは文字で表現することができ，また他の製品サービスと区別ができるもの(s)	商標の説明文・動きを複数枚で表したもの。動画不可(t)。

(k) 特許庁「新しいタイプの商標に関する海外主要国における実態について」参照

(l) 特許庁「新しいタイプの商標に関する海外主要国における実態について」参照

(m) http://www.jpo.go.jp/shiryos/s_sonota/fips/pdf/ec/shouhyou_rijikai.pdf

(n) 特許庁「新しいタイプの商標に関する海外主要国における実態について」参照

(o) 産業構造審議会 知的財産分科会「新しいタイプの商標の保護等のための商標制度の在り方について」，参照

(p) 産業構造審議会 知的財産分科会「新しいタイプの商標の保護等のための商標制度の在り方について」，参照

(q) 米国商標法1条・2条，参照

(r) TMEP 807.11・904.03(d)・(e)・(f) 参照

(s) 欧州共同体商標理事会規則第4条，参照

(t) 特許庁「新しいタイプの商標に関する海外主要国における実態について」，参照

表3 音の商標の日米欧の制度概要

地域	審査基準	出願提出物
日本(予定)	第三者による識別力の有無と取引による使用. また, 機能性を有しないもの(u).	商標の説明文・音声ファイル(mp3など)(v)
米国	第三者による識別力の有無と取引による使用. また, 機能性を有しないもの(w).	商標の説明文・音声ファイル(mp3など)・楽譜(音楽のみ)(x)
欧州	写実的あるいは文字で表現することができ, また他の製品サービスと区別ができるもの(y).	商標の説明文・音声ファイル(mp3など)・楽譜(音楽のみ)・ソノグラム(自然音のみ)(z)

庁が運営する商標電子検索システム)

- ・ 検索方法
- ・ 音: 検索クエリ (Trade Mark Type…Sound) で抽出したもの
- ・ 動き: キーワード (Vienna classification「98.03」) で抽出したもの

調査の結果, 欧州の音と動きの商標の出願登録件数は表4の通りとなった. 音と比べ動きの商標の出願件数は全体的に少ない傾向にある. 動きの商標は, 動画そのものが著作権によって保護されるため, 時間やコストをかけて登録を行わなくても保護できるのではないかと考えられる.

表4 音と動きの商標の出願登録件数(2013年6月現在)

地域/種類	動き	音
米国	61 (39)	434 (234)
欧州	48 (28)	186 (150)

4. 欧米における音と動きの商標

4.1 欧米における音と動きの出願, 登録件数

欧米における音と動きの商標の出願, 登録件数を以下の調査方法によって調査した.

米国

- ・ 調査データベース…TESS (米国特許商標局が運営する商標電子検索システム)
- ・ 音: Mark Drawing Cord…6 (FOR SITUATIONS FOR WHICH NO DRAWING IS POSSIBLE, SUCH AS SOUND) で抽出したもの
- ・ 動き: キーワード (Description of Mark…「The mark is a motion」 「sequence」 「animation」) で抽出したもの

欧州

- ・ 調査データベース: OHIM Research (欧州共同体商標意匠

(u) 産業構造審議会 知的財産分科会「新しいタイプの商標の保護等のための商標制度の在り方について」, 参照
 (v) 産業構造審議会 知的財産分科会「新しいタイプの商標の保護等のための商標制度の在り方について」, 参照
 (w) 米国商標法1条・2条
 (x) 904.03(d)・(e)
 (y) 欧州共同体商標理事会規則第4条・Shield Mark B. V. vs. Joost Kist In Case C-283/01
 (z) COMMISSION REGULATION (EC) No 2868/95 rule3(6)・Guidelines concerning proceedings before the office for harmonization in the internal market (Trademarks and Designs) Part B Examination 7.6.1・DECISION No EX-11-3 OF THE PRESIDENT OF THE OFFICE of 18 April 2011

4.2 音と動きの商標の事例紹介

- ・ 動きの商標

欧州において図面に関する拒絶査定から図面の補正をし, 登録査定となった事例



図5 補正後の図面

CTM 登録第 8581977 号

指定商品：9類 38類 41類

商標の説明 The trade mark is an animated sequence consisting of 20 stills that make up the sequence which runs within a time frame of approximately 6 seconds. The sequence starts at the upper left still and runs left to right on each consecutive row. The sequence shows a coloured stream of liquid which flows across the screen against a white background. The stream of liquid ultimately flows around and into the interior of the sphere which allows the colour of the liquid to be seen.

出願人は動きの商標を欧州において出願した。この商標は、液体が変化して標章になる6秒の動画から成り立つものであり、20枚の静止画によって出願がなされている。しかし、審査官は①提出された静止画と説明文とが合致していない②提出された静止画から連続性を発見することができないという2つのことから拒絶査定を下した。それに対して、出願人は、新たに動画の説明を提出したものの、①動きは写実的であるが、表現が明確ではなく、提出された静止画と説明文の関連が見当たらない②提出された静止画のつながりが非常に曖昧である③説明文が動きを説明するには不十分であるということから再び拒絶された。それに対し、出願人は拒絶査定不服審判を申し立てたところ、審判では、①説明文と静止画との関連が見られる②提出された静止画から連続性を発見できなかったとあるが、概ね一致している。などから登録が認められることとなった。

・音の商標

米国において音の商標出願をしたが、識別性がないために拒絶査定を受け、出願人はそれに対して更に補正としてYOUTUBEの動画リンクを提出したが動画リンクは補正の根拠として認められないとして再度拒絶査定を受けた例。



図6 商標の使用例

米国出願 第 77715011 号

指定商品：9類

商標の説明：five electronic chirps, lasting less than half a second, with each chirp decreasing in pitch from the previous chirp

米国商標出願 77715052 号

指定商品：9類

商標の説明

商標の説明：The mark consists of five short electronic chirps, lasting less than a half second, with each chi[r]p decreasing slightly in pitch from the previous chirp.”

出願人は充電器に関して2件の商標出願をした。1件目の商標(77715011号)は5つの電子チャープ音から成り立っており、音の長さは1秒未満である。それぞれのチャープ音は、前のチャープ音よりもピッチが微かに上がっていることを特徴としている。

2件目の商標(77715011号)は5つの電子チャープ音から成り立っており、音の長さは1秒未満である。それぞれのチャープ音は、前のチャープ音よりもピッチが微かに上がっていることを特徴としている。

出願人は出願公開の後、コマーシャル動画を出願公開後に使用見本として提出した。コマーシャル内容はデバイスを充電器にセットする際、上昇する音階(77715011号)が鳴り、デバイスを充電器から取り外す際、下降する音階(77715052号)が鳴る様子を表していた。商標審査官はこれに対し、識別性を欠くとして拒絶審査を下した。それに対し、出願人は4点のYOUTUBE動画のリンクを提出し登録を求めたが、YOUTUBE動画のリンクは見本とならないとして拒絶査定をした。

5. 今後の課題

本研究では、米国・欧州の音と動きに関する商標の制度概要と日本に導入される予定の制度の比較、米国と欧州における音と動きの商標の事例を挙げた。今回の2件に関して、動きの商標に関しては静止画と静止画との連続性、音においては、ネット上の動画を見本として提出したが認められなかったものが問題になった。今後、日本においても同様の事例が出てくるおそれがある。そのため、今後日本においても、出願人に対してわかりやすいガイドラインを示すべきである。そのため、今後そうした考察をしていくにあたって、より不登録事由の検討をしていく必要がある。

参考文献

- 青木博通「色彩、動き、音等の「新しいタイプの商標」の欧米における保護」(2008)
- 青木博通「色彩、動き、音等の「新しいタイプの商標」の保護」(2009)
- 特許庁「新しいタイプの商標に関する海外主要国における

実態について」(2012)

- 産業構造審議会 知的財産政策部会 商標制度小委員会
報告書「新しいタイプの商標の保護の在り方に関するこれ
までの議論と今後の方向性について(案)」(2012)
- 産業構造審議会 知的財産分科会「新しいタイプの商標の
保護等のための商標制度の在り方について」(2013)
- 産業構造審議会 知的財産政策部会第18回商標制度小委
員会 議事録(2007)